

令和2年9月29日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(令和2年9月24日付託分)

教育委員会

目

次

ページ

I	神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	・・・ 1
II	県立図書館新棟新築工事（建築）の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

I 神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第22条（略） （会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償）</p> <p>第22条の2（略）</p> <p>2 基本報酬（常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 医師及び歯科医師 給与条例第3条第1項第7号の医療職給料表(1)の2級</p> <p>(6) 医療技術職員その他これに類する者 給与条例第3条第1項第8号の医療職給料表(2)の2級</p> <p>(7) 看護師、准看護師その他これらに類する者 給与条例第3条第1項第9号の医療職給料表(3)の2級</p> <p>(8) 特別支援学校等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 給与条例第3条第1項第10号の福祉職給料表の1級</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 教育委員会は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当（第2項第4号から第8号までに掲げる者にあつては、給与条例第3条第1項第2号又は第7号から第10号までに掲げる給料表の適用を受ける者に支給される手当のうち教育委員会が定めるものを含む。以下この項において同じ。）の額に相当する額を加えた額をもつて報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。</p> <p>6～9（略） （会計年度任用職員の給料及び手当）</p> <p>第22条の3（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は第7号から第10号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当又は夜間勤務手当を支給する。</p> <p>7・8（略）</p> <p>第23条～第29条（略）</p>	<p>第1条～第22条（略） （会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償）</p> <p>第22条の2（略）</p> <p>2 基本報酬（常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 医師及び歯科医師 給与条例第3条第1項第8号の医療職給料表(1)の2級(1)の2級</p> <p>(6) 医療技術職員その他これに類する者 給与条例第3条第1項第9号の医療職給料表(2)の2級</p> <p>(7) 看護師、准看護師その他これらに類する者 給与条例第3条第1項第10号の医療職給料表(3)の2級</p> <p>(8) 特別支援学校等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 給与条例第3条第1項第11号の福祉職給料表の1級</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 教育委員会は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当（第2項第4号から第8号までに掲げる者にあつては、給与条例第3条第1項第2号又は第8号から第11号までに掲げる給料表の適用を受ける者に支給される手当のうち教育委員会が定めるものを含む。以下この項において同じ。）の額に相当する額を加えた額をもつて報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。</p> <p>6～9（略） （会計年度任用職員の給料及び手当）</p> <p>第22条の3（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は第8号から第11号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当又は夜間勤務手当を支給する。</p> <p>7・8（略）</p> <p>第23条～第29条（略）</p>

II 県立図書館新棟新築工事（建築）の概要

(1) 工事名称 県立図書館新棟新築工事（建築）

(2) 工事場所 横浜市西区紅葉ヶ丘 44

(3) 工事内容 構造／階数 鉄筋コンクリート造 地上4階
延床面積 3,675.79 m²

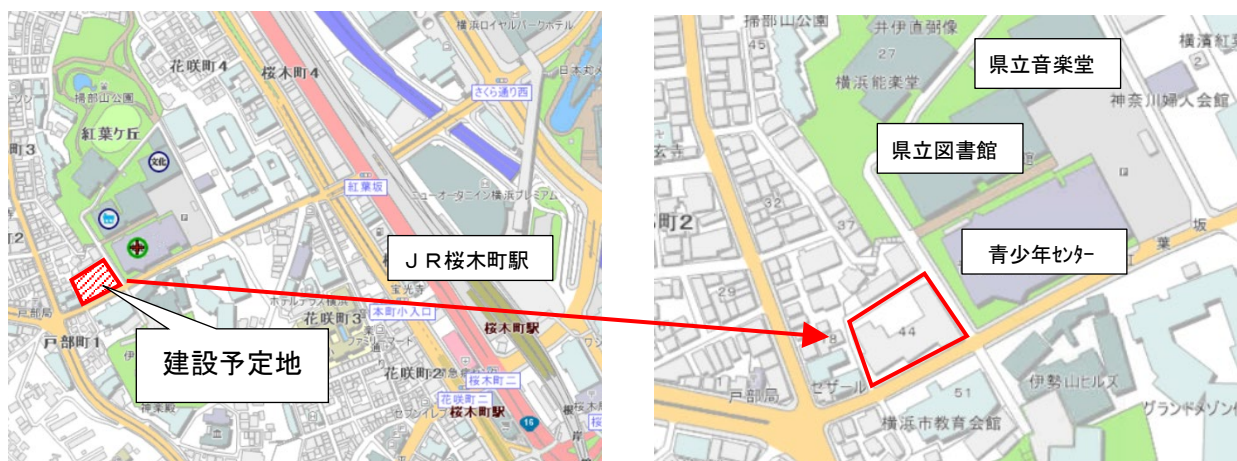
(4) 議会案件

工事名称	請負契約者名	請負契約金額
県立図書館新棟新築工事（建築）	瀬戸・勝俣特定建設工事共同企業体 代表者 瀬戸建設株式会社 代表取締役 瀬戸良幸	1,295,368,316 円 (うち消費税 117,760,756 円)

(5) 整備スケジュール

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
← 調査設計 →	← 基本・実施設計 → ← 収蔵庫除却 →	←	新築工事 →	● 供用開始 →

(6) 位置図



入札執行状況調書

工事名称 県立図書館新棟新築工事（建築）

- 1 開札年月日 令和2年7月16日
- 2 落札額 1,295,368,316円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 117,760,756円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高

（単位 円）

予定価格	落札額	最低制限価格
1,252,774,000	1,177,607,560	1,177,607,560

（単位 円）

業者名	所在地	代表者	入札結果	摘要
			第1回入札高	
アイグス・相陽特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック（株）	1,177,607,560	（くじ引き）
瀬戸・勝俣特定建設工事共同企業体	小田原市久野	瀬戸建設（株）	1,177,607,560	落札（くじ引き）
日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事（株）	1,177,884,860	
工藤・センチュリー特定建設工事共同企業体	横浜市青葉区新石川	工藤建設（株）	1,178,307,860	
松尾・信友特定建設工事共同企業体	横浜市鶴見区鶴見中央	（株）松尾工務店	1,220,000,000	
大洋・ミヤマ特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区戸塚町	大洋建設（株）	1,252,524,000	
匠・富士特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設（株）	1,252,900,000	予定価格超過
紅梅・岡山特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	（株）紅梅組	1,252,900,000	予定価格超過
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建（株）		辞退

門倉組・大旭建業特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株) 門倉組		辞退
山王・松浦特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設 (株)		辞退
昭和・北沢建設特定建設工事共同企業体	横浜市保土ヶ谷区和田	昭和建設 (株)		辞退
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)		辞退
土志田・露木特定建設工事共同企業体	横浜市緑区長津田	土志田建設 (株)		辞退
馬淵・明誠特定建設工事共同企業体	横浜市南区花之木町	馬淵建設 (株)	1,177,099,960	※失格
小島・関野特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	1,177,325,560	※失格
小俣・サクラ特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株) 小俣組	1,177,372,560	※失格
小雀・大野特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設 (株)	1,177,372,560	※失格
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株) 渡辺組	1,177,438,360	※失格

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低制限価格を下回ったため失格。